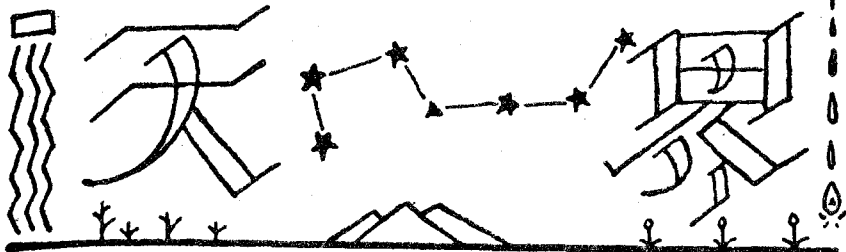


Title	改暦問題の其の後
Author(s)	
Citation	天界 = The heavens (1932), 12(130): 39-40
Issue Date	1932-01-25
URL	http://hdl.handle.net/2433/161762
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher



第百三十號

(第十二卷)

昭和七年二月

改曆問題の其の後

現行曆を改正するといふ問題については、昨年来、本誌上に於いて幾度も讀者の注意を喚起した所であり、遂には社會の各方面も動き出して、遅まきながら、民間に於いても、政府に於いても、多少の意見交換や、意志表示をしたことにもなつたが、國際聯盟では豫定の如く、去1931年10月12日より同24日まで、スイス國ジェネヴで第四回交通總會の機に特別委員會が開かれ、聯盟各國の代表者たちが會議した結果、遂に、時期尙早のため、改曆問題は尙ほ今後も研究を續行することを約束して、決定は延期された由。

外務省よりの通知は下の通りである。

(寫)

條三普通合第三三九二號

昭和六年十月廿七日 外務次官 永 井 松 三郎

文部次官 中 川 健 藏 殿

改曆問題ニ關スル件

今般伊藤交通總會代表ヨリ第四回交通總會ハ十月十二日ヨリ同二十四日迄開催セラレタル處改曆問題ニ關シテハ特ニ委員會ヲ設ケ改曆ニ關ス

ル第四回交通總會準備調書ヲ基礎トシテ 討議ノ結果(一) 移動祭日(復活祭)ニ關シテハ之カ安定ヲ認ムル旨ノ 宣言ヲ採擇シタルモ (二) 曆改正ニ關シテハ 機未ダ熟セズ各國共之カ實現ニ難色アリタルヲ以テ結局何等ノ 決定ヲ見ルニ至ラス單ニ從來ノ經過ヲ述ヘ之カ研究ヲ 續行スヘキ旨ノ 意見書ヲ採用スルニ止メタル旨電報アリタルニ 付右茲ニ通報ス。

此の報は吾人をして大に安堵せしめるものである。殊に、吾が國に於いては、此の改曆問題の研究は兎角手遅れ勝ちで、今尙ほ 國內委員さへ出來てゐない仕末であるのだから、此のまゝで、聯盟の 決議をつきつけられ、無理やりに實行を強要せられるのは、最も困難なわけである。幸ひに 延期になつたが、しかし、延期は 要るに延期であつて、近いうちに必ずや再び此の問題が 國內及び國外に於ける重大事項として論議せられる時が 來るのであるから、吾が會員諸氏は、國家や 社會生活のため、一層勉めて研究を續けられ、社會の輿論を指導せられん事を望みたい。

尙ほ、此の改曆問題については、

天 界 (第十一卷) 第126號	價 30錢
〃 (〃) 第127號	〃 30錢
〃 (〃) 第128號	〃 30錢
天文年鑑 (第5卷) 1932年號	〃 1.80圓

に、問題の核心となるべき要領や、材料や、表などが 滿載されてゐるのであるから、熟讀玩味せられたく、又下記のバムフレトも 少數残つてゐるから、本會事務室に申出でられたい。

山本博士講演 「改曆問題について」 實費 10錢 (郵税共)

昭和6年9月21日、京都經濟會にて講演せられしもの速記

(大版8頁)